

北関東自動車道 笠間PAスマートIC工事

特記仕様書

令和8年9月

東日本高速道路株式会社
関東支社つくば工事事務所

目 次

頁

1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 監督員、主任補助監督員の権限	1
4. 配置技術者に関する事項	1
5. 工事用地等に関する事項	2
6. 土取場に関する事項	2
7. 関連施設その他との関係	3
8. 工期に関する事項	4
9. 作業日及び作業期間に関する事項	4
10. 関連工事に関する事項	5
11. 初期点検の実施	7
12. 工程表及び履行報告に関する事項	7
13. 工事用道路に関する事項	7
14. 工事用材料に関する事項	9
15. 残存物件の処理に関する事項	9
16. 保安に関する事項	10
17. 環境保全に関する事項	13
18. 工事記録に関する事項	13
19. 再生資源及び建設副産物に関する事項	13
20. 部分使用に関する事項	15
21. 現場環境改善に関する事項	16
22. 三者協議会に関する事項	16
23. 工事変更等検討会の設置	17
24. 間接工事費の変更	17
25. カーボンニュートラル推進工事	18
26. 快適トイレ	19
27. 熱中症予防に係る対策費用	20
28. 社会情勢の変化に伴う費用の協議	21
29. 社会情勢の変化に伴う工期の協議	21
30. 環境配慮型コンクリートの活用について	21
31. 工事細部に関する事項	23
32. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	37
33. 補足事項	37

添付資料

様式－１	工程表
様式－２	工事履行報告
様式－３	残存物件調書
様式－４	再生資材供給可能量の照会について
様式－５	再生資材使用計画書
様式－６	工事記録情報 完了届
様式－７	不動産貸付申請書
様式－８	間接工事費計画書の提出について
様式－９、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式－１０	間接工事費増加費用見積書
様式－１１	間接工事費増加費用の負担同意書
様式－１２、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式－１３	材料調達実績報告書の提出について
別添－１	〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
別添－２	カーボンニュートラル施工計画書（提案項目）
別添－３	施工確認願（車両後退時の通信方法）

1. 工事概要

1-1 工事箇所

(自) 茨城県 笠間市 上加賀田

緯度 36° 20' 50" 経度 140° 15' 20"

(至) 茨城県 笠間市 上加賀田

緯度 36° 20' 40" 経度 140° 15' 20"

※ 座標については、国土地理院のホームページ「境界座標入力支援サービス」を利用すること。 <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41017.html>

1-2 施工内容

総延長 約 393m

土工延長 約 393m

ボックスカルバート 3基

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和7年6月1日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。）第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」（2）のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

（1）共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-59	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格及び工事経験

配置技術者に求める経験及び資格は、本工事の入札公告（説明書）、見積方依頼書、先発工事の入札公告（説明書）における随意契約条件のいずれか（以下「入札公告等」という。）に示すとおりとする。

4-2 特例監理技術者が兼務できる工事について

共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」（4）に規定する特例監理技術者が兼務できる

工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

北関東自動車道 笠間西 I C から友部 I C
上記を通過する市町村 (笠間市)

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は位置図及び下表のとおりとする。なお、本敷地は受注者に無償で貸与するものとし、使用の目的は使用用途に記載した内容に限るものとする。

名 称	上加賀田工事ヤード
所在地	茨城県笠間市上加賀田2484 (田) 及び2485 (田)
使用用途	施工ヤード及び工事用資材仮置場として使用するもの
敷 地	1489m ²
期 間	工事期間中

6. 土取場に関する事項

6-1 土取場

6-1-1 土取場の位置

土取場は「土取場位置図」及び下表のとおりとする。

番号	名 称	土取量 (本工事)	土代金	補償費	摘 要
1	下市毛 ストックヤード	約14,000m ³	無償	無償	
2	上加賀田 ストックヤード	約20,000m ³	無償	無償	

6-1-2 土取場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と土取場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工事名	共同使用する受注者名	摘 要
1	6地道 (改築) 第2-1号 迂回路設置工事	(有)清水工務店	
2	6地道 (改築) 第2-7号・7地道 (改築) 第2-1号合併 道路改良工事	(有)小池工務店	
3	6地道 (改築) 第2-6号 道路改良工事	仙波建設㈱	
4	笠間市道関連工事	未定	
5	茨城県道関連工事	未定	

6-1-3 土取場の施工計画

受注者は、土取場の使用に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6-1-4 その他

受注者は、土取完了後監督員に通知し、整地及び後片付け等の確認を受けるものとする。

7. 関連施設その他との関係

共通仕様書 1-10「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路関係

道路等名	道路等管理者名	位 置	摘 要
北関東自動車道	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	笠間 P A	
市道(笠)3587号線	笠間市	笠間市上加賀田	
市道(笠)3489号線	笠間市	笠間市上加賀田	
市道(笠)3588号線	笠間市	笠間市上加賀田	
市道(笠)3591号線	笠間市	笠間市上加賀田	
市道(笠)3492号線	笠間市	笠間市上加賀田	
法定外道路	笠間市	笠間市上加賀田	
市道(笠)2228号線	笠間市	笠間市下市毛	
市道(笠)2237号線	笠間市	笠間市下市毛	
県道109号線	茨城県水戸土木事務所	笠間 P A～下市毛ストックヤード	
県道42号線	茨城県水戸土木事務所	笠間 P A～下市毛ストックヤード	
国道355号	茨城県水戸土木事務所	笠間 P A～下市毛ストックヤード	

(2) 規制関係

道 路 名	交通管理者名	摘 要
北関東自動車道 笠間 P A (東・西行) 内	茨城県警察本部高速道路交通警察隊	
市道(笠)3492号線	茨城県警察笠間警察署	
市道(笠)3591号線		
法定外道路		

(3) 河川・水路関係

河川等名	河川等管理者名	位 置	摘 要
涸沼川	茨城県水戸土木事務所	調整池付近	
用水路	笠間市	全工事範囲	
農業用パイプライン	水利組合	C-STA. 0+60～C-STA. 2+00	本工事にて移設

(4) 電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
照明電源ケーブル	東日本高速道路(株)	A-STA. 0+00 付近	
Q C 電源ケーブル	e-Mobility Power (eMP)	A-STA. 0+20 付近	
光通信ケーブル	K D D I (株)	A-STA. 0+15 付近	
電柱・電力ケーブル	東京電力パワーグリッド(株)	C-STA. 1+90～C-STA. 2+60	
電話ケーブル	N T T 東日本(株)	C-STA. 1+90～C-STA. 2+60	

(5) ガス、水道、下水施設関係

施設等名	施設等管理者名	位 置	摘 要
浄化槽排水管	笠間市	市道(笠)3591号線	本工事にて移設

8. 工期に関する事項

8-1 余裕期間

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を設置することは要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から60日間（まで）

8-2 猛暑対策に係る工期・施工時間帯の変更について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第2条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

9. 作業日及び作業期間に関する事項

9-1 作業期間

共通仕様書 1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期 間（予定）	区 間	摘 要
毎年12月下旬 ～ 1月上旬の10日間	全工事区間	高速道路PA内等の交通規制を伴う工事
毎年4月下旬 ～ 5月上旬の10日間		
毎年8月上旬 ～ 8月中旬の10日間		

9-2 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等に

より、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

（１）北関東自動車道

施工区間	上下別	路肩規制可能時間帯
笠間 P A	西行き・東行き	終日可能

9－3 一般道の交通規制及び通行止め

下表に示すとおり、道路管理者との協議に基づき一般道において交通規制及び通行止めを予定している。また、交通規制及び通行止めの時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従わなければならない。なお、一般道の交通規制及び通行止めに必要な費用は、諸経費に含むものとする。

（１）通行止め

道 路 名	時 期	回数	通行止め 可能時間帯	摘 要
法定外道路	令和9年5月 ～令和10年5月	—	終日	C-STA. 1+87. 536のボックスカルバート施工時
市道(笠)3492号線	令和9年5月 ～令和10年4月	—	終日	C-STA. 2+69. 500のボックスカルバート施工時
市道(笠)3591号線	令和10年1月 ～令和10年7月	—	終日	A-STA. 0+18. 560のボックスカルバート施工時
市道(笠)3588号線	作業時	—	8：30～16：30	待避所の設置・撤去等

10．関連工事に関する事項

10－1 契約書第2条に規定する発注者または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
6地道（改築）第2-1号 迂回路設置工事	工事区間の重複	令和6年7月 ～令和8年10月	笠間市	(有)清水工務店
6地道（改築）第2-7号・7地道（改築）第2-1号合併道路改良工事	工事区間の重複	令和8年7月～ 令和9年3月	笠間市	(有)小池工務店
6地道（改築）第2-6号 道路改良工事	工事区間の重複	令和8年7月～ 令和9年3月	笠間市	仙波建設(株)
防球施設工事（仮）	工事区間の重複	未定	笠間市	未定
道路舗装工事（仮）	工事区間の重複	未定	笠間市	未定

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
涸沼川河川改修工事（仮）	工事区間の重複	未定	茨城県水戸土木事務所	未定
07国補地道第07-03-209-0-001号 樹木伐採工事	工事区間の重複	令和8年7月～ 令和8年11月	茨城県水戸土木事務所	(株)シマムラ工業
08国補地道第08-03-209-0-001号 道路法面整備工事	工事区間の重複	未定	茨城県水戸土木事務所	未定
08国補地道第08-03-209-0-002号 道路改良工事	工事区間の重複	未定	茨城県水戸土木事務所	未定
水戸管内道路保全工事	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	(株)ネクスコ・メンテナンス関東
水戸管内道路保全点検業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
水戸管内施設保全点検業務	工事区間の重複	通年	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
北関東自動車道 笠間PAスマートIC舗装工事（仮）	工事区間の重複	未定	東日本高速道路(株) つくば工事事務所	未定
北関東自動車道 笠間PAスマートIC施設工事（仮）	工事区間の重複	未定	東日本高速道路(株) つくば工事事務所	未定

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に水戸管理事務所で行う規制調整会議に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。（毎週木曜日）

- 10-2 契約書第2条に規定する発注者または他の機関の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する施工箇所及び本工事における着手可能時期は下表のとおりとする。

施工箇所	着手可能時期	工事名	受注者名
C-STA. 0+60～C-STA. 2+00土工部	令和10年4月	電力ケーブル移設 電話ケーブル移設 光回線ケーブル移設	東京電力パワーグリッド(株) NTT東日本(株) KDDI(株)
調整池工			
A-STA. 0+60～A-STA. 0+32.226土工部	令和10年1月	光回線ケーブル移設	KDDI(株)
A-STA. 0+18.560のボックスカルバート			

1 1. 初期点検の実施

受注者は、共通仕様書 1-17-3「初期点検」に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調査を作成し監督員へ提出しなければならない。

1 1-1 初期点検の対象構造物

共通仕様書 1-17-3「初期点検」の規定に基づき初期点検する対象構造物は、（土工構造物、カルバート）とする。

1 2. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-2「工程表の提出」及び 1-19-3「履行報告」に規定する工程表（様式-1）の記入方法は次のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。
なお、着工日前の余裕期間にあっては、報告不要とする。

（1）共通仕様書 1-19-2「工程表の提出」に規定する工程表

- 1）準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2）準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（％）を記入する。
- 3）右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4）工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
切盛土工	道路掘削、客土掘削、盛土工、構造物掘削、構造物裏込め工、基礎材
のり面工	種散布工、種吹付工、植生基材吹付工、コンクリート吹付工、コンクリートブロック積工、裏込め砕石、基礎工、補強土壁工
用排水工	用排水溝、用排水管、集水ます、用排水管ののみ口、吐口、地下排水工
溝渠工	継目工、遠心鉄筋コンクリート管、コルゲートパイプ、コンクリート、型わく、鉄筋、置換工、はく落防止対策工
調整池工	調整池工
雑 工	上記以外の合計

（2）共通仕様書 1-19-3「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。

- 1）棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する
- 2）計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 3. 工事用道路に関する事項

1 3-1 工事用道路の指定

共通仕様書 1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「工事用道路位置図」及び下表のとおりとする。

番号	路線名または場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	摘要
①	市道(笠)3587号線	5.0m（全幅）	150m	舗装	無償	-	-	既設
②	市道(笠)3489号線	5.0m（全幅）	200m	舗装	無償	-	-	既設
③	市道(笠)3588号線	5.0m（全幅）	400m	舗装	無償	-	-	既設
④	市道(笠)3591号線	5.0m（全幅）	200m	舗装	無償	-	-	既設

番号	路線名または場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	摘要
⑤	県道109号線	3.0m（片側）	1500m	舗装	無償	-	-	既設
⑥	県道42号線	3.0m（片側）	1800m	舗装	無償	-	-	既設
⑦	国道355号	3.25m（片側）	360m	舗装	無償	-	-	既設
⑧	市道(笠)2237号線	5.0m（全幅）	50m	舗装	無償	-	-	既設
⑨	市道(笠)2228号線	5.0m（全幅）	70m	舗装	無償	-	-	既設

1 3 - 2 工事用道路の使用条件

前項の工事用道路の使用条件は以下のとおりとする。

散水・清掃等は受注者が行うものとし、これに要する費用については関連する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

なお、補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、その指示に従わなければならない。これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

	路線名または場所	土運搬可能時間	資機材搬入出作業可能時間	土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間
①	市道(笠)3587号線	8：30～16：30	8：30～16：30	不可
②	市道(笠)3489号線			
③	市道(笠)3588号線			
④	市道(笠)3591号線			
⑤	県道109号線			
⑥	県道42号線			
⑦	国道355号			
⑧	市道(笠)2237号線			
⑨	市道(笠)2228号線			

※下記の車両については、笠間PA工事用出入口より出入りするものとする。

幅2.5m 長さ12.0mを超えるもの。

1 3 - 3 工事用道路の共同使用

本特記仕様書1 3 - 1「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書1 - 2 2 - 5「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。

番 号	工 事 名	受 注 者
①～③	6地道(改築)第2-1号 迂回路設置工事	(有)清水工務店
①～③	6地道(改築)第2-7号・7地道(改築)第2-1号合併道路改良工事	(有)小池工務店
①～③	6地道(改築)第2-6号 道路改良工事	仙波建設(株)
①～③	排水設備工事(仮称)	未定
①～③	湊沼川河川改修工事(仮称)	未定

1 3 - 4 工事用道路の維持・補修

土運搬及び資機材搬入等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため泥落し装置を設置するものとし、工事完了後に撤去するものとする。これに要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

なお、監督員が泥落し装置の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用について監督員と

受注者で協議し定めるものとする。

機 材	数量	設 置 場 所	設置期間
泥落とし装置（乾式）	1 基	下市毛ストックヤード	土運搬期間中
泥落とし装置（乾式）	1 基	上加賀田（工事箇所）	土運搬期間中

1 4．工事用材料に関する事項

1 4－1 材料調達に伴う変更

本工事の、「骨材」、「土砂」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式 1 2）を提出のうえ監督員と協議するものとする。また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した材料調達実績報告書（様式 1 3）を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者で協議により定めるものとする。なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
骨 材	RC-40	茨城県笠間市
骨 材	M-30	茨城県笠間市
土砂(上部路床材)	「土工施工管理要領」に示す基準に適合する購入材	茨城県中央～南部地区
裏込め材(補強土壁工)	「土工施工管理要領」に示す基準に適合する購入材	茨城県中央～南部地区

1 5．残存物件の処理に関する事項

1 5－1 発生する残存物件と引渡し方法

本工事で発生する残存物件及び引渡し方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書（様式－3）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品 名	寸法・規格	数量	単位	引渡し方法
ガードレール	Gr－B－ 4 E	約10	m	発注者に引渡し 現場引渡し (上加賀田ストックヤード)
	Gr－C－ 4 E	約60	m	
立入防止柵	一般型	約100	m	
電気ケーブル	VVR5.5sq-3C	約300	m	
	IV3.5sq			
	CV14sq-3C			
	CVT60sq			
	CVT100sq			

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

1 5－2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1 5－1「発生する残存物件と引渡し方法」で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者で別途協議し定めるものとする。

1 6．保安に関する事項

1 6－1 安全管理の強化

1 6－1－1 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

1 6－1－2 新規入場者教育

新規入場者教育については、全作業従事者に対して行うものとし、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

1 6－1－3 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

1 6－1－4 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時には携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む）等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとし、夜間においては発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着するなど、誘導員の視認性を向上させる対策を講じるものとする。

また、当該後退作業の実施においては、受注者社員、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認の無いよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

また、上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、別添－3「施工確認願（車両後退時の通信方法）」を監督員に提出するものとする。監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないと認められる場合は是正を求めることができるものとする。

1 6－1－5 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

1 6－1－6 標識等の設置

共通仕様書 1－2 5－1（1）及び（4）に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等による施工箇所への明示により、交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

1 6－1－7 現場内の安全整備

受注者は、工事地域内の安全管理上の監視及び不稼働日の保安に係る巡視を行う者は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、水溜りの有無、現場の整理整頓及び後片付け状況等、現場内確認及び点検を行うものとする。なお、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 6－1－8 工事に使用する機械について

受注者は、公称質量 2 1 t 以上のブルドーザを使用する場合は、R O P S（転倒時保護構造）を装着したブルドーザを使用するものとする。

1 6 - 1 - 9 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上に25t吊り能力以上の移動式クレーンまたはモンケンを除く杭打機等（基礎工事用機械の車両系建設機械）を使用する場合は、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 6 - 2 工事用車両の休憩施設駐車場利用について

工事用車両（連絡車を含む。）による休憩施設の駐車場の利用については、お客様の利用を優先とする観点から、原則、工事用車両の待機場所に使用してはならない。

ただし、休憩施設内工事を伴う場合、または、やむを得ず待機場所として使用する場合は、駐車する車両の車種、台数、駐車位置及び安全措置について施工計画書を監督員に提出するものとする。

また、緊急時やトイレ利用などで立ち寄る際は、お客様の利便性を優先しトイレ及び商業施設の最遠端の駐車マスを利用するよう配慮するものとする。

1 6 - 3 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書1-61「交通安全管理」（5）における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

1 6 - 4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 6 - 4 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の近接箇所において施工をする場合は、損傷事故を防止するために東日本高速道路㈱、KDDI㈱「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」（令和5年8月）」（以下「ケーブル等事故防止マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「ケーブル等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 6 - 4 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （1）受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。
- （2）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「ケーブル等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- （3）光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 6 - 4 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

- （1）光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「ケーブル等事故防止マニュアル」に基づき適切に行うものとする。
- （2）本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料
照明電源ケーブル	東日本高速道路㈱	A-STA.0+00 付近	本工事にて移設 復旧	管理用図面

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料
Q C電源ケーブル	e-Mobility Power (eMP)	A-STA. 0+20 付近	本工事にて移設 復旧	管理用図面

(3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 6 - 5 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

1 6 - 5 - 1 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工にあたっては、「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止マニュアル [Ver. 1. 2] (平成28年10月・東日本高速道路㈱関東支社)」(以下「埋設物等事故防止マニュアル」という。))に基づき万全の措置を講じるものとする。なお、「埋設物等事故防止マニュアル」は契約後に貸与する。

1 6 - 5 - 2 埋設物等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」(以下「損傷事故防止監理者」という。))を定め、監督員に通知するものとする。
- (2) 損傷事故防止監理者は「埋設物等事故防止マニュアル」の内容を十分理解し、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。
- (3) 損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び専門技術者(光通信ケーブル等損傷事故の防止の事項を記載している場合は光ケーブル等損傷事故防止監理者を含む)と兼ねることができるものとする。

1 6 - 5 - 3 架空線等上空施設の確認等について

- (1) 本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
- (2) 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、下表のとおりである。

施設の種類	管理者	箇所	条件等	貸与する資料
電力・電力ケーブル	東京電力パワーグリッド㈱	C-STA. 1+90～C-STA. 2+60	管理者により 令和9年11月から令和10年3月までに移設	現況平面図
電話ケーブル	N T T 東日本㈱			
光通信ケーブル	K D D I ㈱	A-STA. 0+15付近	管理者により 令和10年1月までに移設	

1 6 - 6 保安に関する費用

保安に関する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、以下に該当するものについてはその限りではないものとする。

- ・本特記仕様書16-4「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」及び16-5「架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策」において、施工に先立ち試掘工等が必要となった場合は、その取扱いについて受発注者間で協議し定めるものとする。

- ・本特記仕様書16-1-4「工事用車両後退時の安全対策」のうち携帯無線機等の通信機器に

要する費用は、別途受発注者間で協議して定めるものとする。

17. 環境保全に関する事項

17-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

17-2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

17-3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

17-4 六価クロム溶出試験

受注者は、セメント及びセメント系固化材を地盤改良等に使用する場合は、改良土から土壤環境基準を超えた六価クロムを溶出させることがないようにしなければならない。また、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合は、六価クロムの溶出量が土壤環境基準以下であることを確認するものとする。

17-5 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書17-4「六価クロム溶出試験」に定める六価クロム溶出試験に要する費用以外の費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

18. 工事記録に関する事項

18-1 工事記録の作成及び提出について

共通仕様書1-51-2「工事記録情報」において、受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、様式-6「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

19. 再生資源及び建設副産物に関する事項

19-1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等
2-(3) 客土掘削 土砂A	建設発生土	約20,000m ³	
2-(3) 客土掘削 土砂B	建設発生土	約14,000m ³	
2-(8) 基礎材 B	再生クラッシャーラン	約100m ³	
4-(16) 裏込め砕石	再生クラッシャーラン	約100m ³	

単価表の項目	再生資材の種類	数量	摘要指針等
18－(3) 簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工 (t = 5 cm)	アスファルト混合物	約200t	舗装再生便覧 (公社) 日本道路協会
18－(3) 簡易舗装工 再生切込砕石路盤工 (t = 10 cm)	再生クラッシャーラン	約1,200m ³	舗装再生便覧 (公社) 日本道路協会
18－(3) 簡易舗装工 再生切込砕石路盤工 (t = 25 cm)	再生クラッシャーラン	約1,500m ³	舗装再生便覧 (公社) 日本道路協会
18－(3) 簡易舗装工 再生切込砕石路盤工 (t = 35 cm)	再生クラッシャーラン	約1,300m ³	舗装再生便覧 (公社) 日本道路協会
特－(1) 置換工	再生クラッシャーラン	約5,500m ³	

(2) 受注者は前項(1)に示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に再生資材供給可能量の照会(様式－4)を行うものとする。

照会に当たり、再資源化施設は次の手順で選定するものとする。

- イ) 建設汚泥再生品にあつては、当該工事現場から概ね50kmの範囲内の再資源化施設
- ロ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。
- ハ) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

(3) 受注者は前項(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合、または再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、再生資材使用計画書(様式－5)にて監督員に報告し、その指示に従うものとする。

19－2 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書1－28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等
コンクリート塊	C-STA. 0+60～ C-STA. 4+20 付近	約50m ³	再生資源化施設
アスファルト・コンクリート塊	C-STA. 2+60～ C-STA. 4+20 付近	約50m ³	再生資源化施設
建設発生木材 (伐採木・除根材など)	伐採除根箇所	約100m ³	再生資源化施設

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
コンクリート塊 (有筋)	(株)アダチ商会	茨城県桜川市 加茂部410-24	定休日：日曜日、祝日 受入時間：8：00-17：00 大きさ：30cm×30cm×30cm以下
コンクリート塊 (無筋)	(株)アダチ商会	茨城県桜川市 加茂部410-24	定休日：日曜日、祝日 受入時間：8：00-17：00 大きさ：30cm×30cm×30cm以下
アスファルト・ コンクリート塊	(株)アダチ商会	茨城県桜川市 加茂部410-24	定休日：日曜日、祝日 受入時間：8：00-17：00 大きさ：30cm×30cm×30cm以下
建設発生木材	大縄林業原木 (株)	茨城県笠間市池野 辺駒切630-2外28筆	定休日：日曜日、祝日 受入時間：7：30-17：00 破砕595.2 t / 日

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

19-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20. 部分使用に関する事項

20-1 工事の部分使用

共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、（「位置図」及び）下表のとおりとする。

箇 所	使用開始時期	使用理由
C-STA. 1+87.536のボックスカルバート内の舗装	令和10年5月	一般の用に供するため
C-STA. 2+69.500のボックスカルバート	令和9年11月	東電・NTT地中ケーブル施工のため
C-STA. 2+69.500のボックスカルバート内の舗装	令和10年4月	一般の用に供するため
A-STA. 0+18.560のボックスカルバート内の舗装	令和10年8月	一般の用に供するため
市道(笠)3591号線の迂回路	令和10年1月	一般の用に供するため
上部路床	令和10年11月	舗装・施設工事施工のため

2 1. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払は行わない。

ただし、監督員が高速道路事業のPR用に特別な看板の設置等を指示した場合は、その指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書 25 に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	・ 昇降設備の充実
現場環境改善 （営繕関係）	・ 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む）
現場環境改善 （安全関係）	・ 盗難防止対策
地域連携	・ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

2 2. 三者協議会に関する事項

2 2-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

（1）笠間PAスマートICに関する設計

2 2-2 三者協議会協定書の締結

監督員が、前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添-1 に示す「北関東自動車道 笠間PAスマートIC工事 三者協議会協定書(案)」に基づく、協定書を締結するものとする。

2 2-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力すると共に三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 2-4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1-5「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1-17「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 3．工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 4．間接工事費の変更

2 4－1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2 4－2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

2 4－3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式8）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式8）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

2 4－4 間接工事費の増加費用の協議

- （1）受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式9）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- （2）受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- （3）間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式10）を監督員に提出し協議するものとする。
- （4）間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により

受注者は同意書（様式 11）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

24-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

24-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- ① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式 8）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式 8）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- ③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- ④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

25. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとしてしゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価を受けることができる工事である。

25-1 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（1）～（5）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （1）本工事で行う取り組み
- （2）次のいずれかを行う取り組み
 - ・ CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・ CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- （3）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- （4）本工事において実施が確認できる取り組み
- （5）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

25-2 取り組みの提案及び加点評価対象の通知

- （1）受注者は取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（別添-2）に「提案内容」及び「取組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。
- （2）監督員は、提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「29-1」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

2 5 - 3 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19, 20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

2 5 - 4 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

2 6. 快適トイレ

2 6 - 1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

2 6 - 2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	(1) 洋式（洋風）便器
	(2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	(3) 臭い逆流防止機能
	(4) 容易に開かない施錠機能
	(5) 照明設備
	(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
	(13) 擬音装置（機能を含む）
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	(18) 原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	(19) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意

仕様等	内 容
	見を聞く
	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮すること
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないうえ徹底する

2 6 - 3 打合簿の提出

受注者は快適トイレを導入する場合は、契約締結後、その仕様等について内容、設置場所及び導入予定時期が確認できる資料を打合簿にて監督員に提出するものとする。

監督員は提出された資料を基に規格・基数・設置期間等の詳細について受注者と協議のうえ、快適トイレの設置の指示を行うものとする。

2 6 - 4 費用の取扱い

- ・設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。
- ・最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000円/基・月）を控除したうえで、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
- ・運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払は行わない。

2 7. 熱中症予防に係る対策費用

2 7 - 1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 7 - 2 対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－1 に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－1 に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

2 7 - 3 対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1ヶ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

27-4 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ①熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ②実施状況が確認できる資料
- ③支払実績が確認できる資料

28. 社会情勢の変化に伴う費用の協議

28-1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となる場合は、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番 号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第26条の適用対象外とする。

28-2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、28-1「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第26条に基づき発注者に協議するものとする。

29. 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第22条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

30. 環境配慮型コンクリートの活用について

本工事は、道路脱炭素化基本方針（令和7年10月1日 国土交通大臣）に基づき、道路の脱炭素化を計画的に推進するために当社が策定した「NEXCO東日本 道路脱炭素化推進計画（令和8年3月）」や「NEXCO東日本グループ カーボンニュートラル推進戦略（令和6年6月）」における

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みとして、受注者からの提案により環境配慮型コンクリートの導入ができる工事である。受注者は、契約後に発注者へ当初工事契約金額の1%以下（諸経費含む）の範囲内で提案を行うものとし、提案内容は環境配慮型コンクリート設計・施工管理要領（低炭素型コンクリート編）令和8年7月 東日本高速道路株式会社 2-1 環境配慮型コンクリート製品の適用性の確認に基づく技術資料の提出とともに発注者と協議を行い、協議が整った場合にその環境配慮型コンクリートの適用と施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、上記の金額範囲内で発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

3 1. 工事細部に関する事項

3 1-1 施工計画書

共通仕様書 1-20-1 「施工計画書の提出」に次を追加する。

- 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策
- 2) 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故防止の対策

3 1-2 土工

3 1-2-1 道路掘削

(1) 種別

共通仕様書 2-6-1 (1) に規定する道路掘削の種別及び作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作 業 内 容	摘 要
道路掘削 土砂	① 切土部における土砂の掘削、積込み ② 路体への運搬、敷均し、締固め ③ 含水比の調整	土質区分：土砂 B、C、及びDを 想定
道路掘削 土砂（表土）	① 切土部における表土の剥ぎ取り、積込み ② 共通仕様書 2-6-5 (2) の規定を満足する下部 路体部への、運搬、敷均し、締固め ③ 含水比の調整	土質区分：土砂E を想定
道路掘削 軟岩	① 切土部における軟岩の掘削、積込み ② 路体への運搬、敷均し、締固め ③ 含水比の調整	土質区分：軟岩C を想定
道路掘削 硬岩	① 切土部における大型ブレーカによる砕岩、掘削、積 込み、 ② 路体への運搬、敷均し、締固め ③ 含水比の調整	土質区分：硬岩A を想定

3 1-2-2 客土掘削

(1) 種別

共通仕様書 2-6-1 (2) に規定する客土掘削の種別及び作業内容は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作 業 内 容	摘 要
客土掘削 土砂A	① 上加賀田ストックヤードにおける土砂の掘削、積込 み ② 構造物裏込め部、構造物埋戻し部、構造物中詰土 部、下部路床、上部路体、下部路体への運搬、敷均 し、締固め ③ 含水比の調整	土質区分：土砂E を想定
客土掘削 土砂B	① 下市毛ストックヤードにおける土砂の掘削、積込み ② 構造物裏込め部、構造物埋戻し部、構造物中詰土 部、下部路床、上部路体、下部路体への運搬、敷均 し、締固め ③ 含水比の調整	土質区分：土砂E を想定

(2) 施工

共通仕様書 2-6-5 に下記を追加する。

施工に際しては動態観測を実施し、盛土量、沈下量等を計測するものとする。

観測結果に異常が認められる場合は速やかに監督員に報告し、必要に応じて施工方法の変更につ
いて監督員と協議するものとする。

(3) 数量の検測

共通仕様書 2-6-6 に下記を追加する。

客土掘削の数量の検測は、盛土の設計数量 (m³) で行うものとする。

3 1 - 2 - 3 盛土工

(1) 材料

共通仕様書 2 - 7 - 1 に規定する盛土工の材料は、下表のとおりとする。

単価表の項目	材 料	摘 要
盛土工 盛土工 A	「土工施工管理要領」に示す上部路床の基準に適合する購入材	上部路床

3 1 - 2 - 4 構造物掘削

(1) 定義

共通仕様書 2 - 8 - 1 (1) に規定する構造物掘削は、下表のとおりとする。

単価表の項目	作 業 内 容	摘 要
構造物掘削 普通部	① 構造物の基礎地盤及び置換え部の土砂の掘削・積込み ② 路体部への運搬、敷均し、締固め、 ③ 構造物埋戻し部への埋戻し、敷均し、締固め ④ 含水比の調整 ⑤ 水替え	土質区分：土砂 B、土砂 C、軟岩 C 及び硬岩 A を想定

3 1 - 2 - 5 構造物裏込め工

(1) 定義

共通仕様書 2 - 8 - 1 (2) に規定する構造物裏込め工に、下記を追加する。

単価表の項目	作 業 内 容
構造物裏込め工 補強土壁裏込め	補強土壁工の裏込めで「土工施工管理要領」に示す補強土壁裏込めの基準に適合する購入材を使用するもの

(2) 支払

共通仕様書 2 - 8 - 1 1 に規定する支払に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
2 - (7) 構造物裏込め工 補強土壁裏込め	m3

3 1 - 3 のり面工

3 1 - 3 - 1 種散布工・種吹付工

(1) 材料

共通仕様書 4 - 7 - 2 (1) 及び 4 - 8 - 3 (1) の種子の種類及び使用量は、下表のとおりとする。なお、種子の配合を変更した場合は、その内容を監督員に報告するものとし、当該変更が軽微な場合は設計変更の対象とせず、当初配合から著しい変更を伴う場合は、契約単価の取扱いについて監督員と協議するものとする。

品 種	播種量 (1 m2 当たり)
トールフェスク	1 5 g
バミューダグラス	0. 7 g
クリーピングレッドフェスク	5 g

3 1 - 3 - 2 植生基材吹付工

(1) 材料

共通仕様書 4 - 9 - 4 (1) の種子の種類及び使用量は、下表のとおりとする。なお、種子の種類及び使用量に変更が生じた場合は、その内容を監督員に報告し、契約単価の取扱いについて監督員と協議するものとする。

品 種	播種量（1 m2当たり）
トールフェスク	7. 5 g
バミューダグラス	0. 4 g
クリーピングレッドフェスク	2. 5 g

3 1－3－3 コンクリートブロック積工

(1) 材料

共通仕様書 4－1 7－3 に規定するコンクリートブロック積の材料は下表のとおりとする。

単価表の項目	材 料	摘 要
コンクリートブロック積工 コンクリートブロック積み（練）控 35 c m A	表面が滑面なもの	調整池部以外
コンクリートブロック積工 コンクリートブロック積み（練）控 35 c m B	表面が滑面なもの	調整池部

(2) 支払

共通仕様書 4－1 7－6 支払に下記を追加する。

(3) コンクリートブロック積工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m2 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工前の、のり面調査、コンクリートブロック積、その胴込コンクリート、裏込めコンクリート、天端コンクリート、小口止コンクリート、水抜孔の設置、各種コンクリート型枠、裏型わく等コンクリートブロック積工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
4－（1 4） コンクリートブロック積工	
コンクリートブロック積み（練）控35 c m A	m2
コンクリートブロック積み（練）控35 c m B	m2

3 1－3－4 基礎工

(1) 定義

共通仕様書 4－2 0－1 の定義を下記のとおり変更する。

基礎工とは、コンクリート枠、現場打ち枠、コンクリートブロック積み、コンクリートブロック張り及び補強土壁の基礎をいう。

(2) 種別

共通仕様書 4－2 0－1 に規定する基礎工の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	摘 要
基礎工 コンクリート基礎工 A（F）	ボックスカルバート巻込み部のコンクリートブロック積みの基礎をいう（土砂部）	
基礎工 コンクリート基礎工 B	ボックスカルバート巻込み部のコンクリートブロック積みの基礎をいう（岩盤部）	
基礎工 コンクリート基礎工 C（F）	調整池のコンクリートブロック積みの基礎をいう	
基礎工 コンクリート基礎工 D	補強土壁の基礎をいう	

（F）：基礎材（RC－4 0）

(3) 支払

共通仕様書 4-20-5 支払に下記を追加する。

単価表の項目		検測の単位
4-(17)	基礎工	
	コンクリート基礎工 A (F)	m
	コンクリート基礎工 B	m
	コンクリート基礎工 C (F)	m
	コンクリート基礎工 D	m

31-3-5 補強土壁工

(1) 材料及び施工

共通仕様書 4-27-3 材料及び施工に下記を追加する。

基盤排水層及び背面排水層に使用する材料は、「設計要領第二集（擁壁編）4. 補強土壁」4-8-3によるものとし、地下排水工の材料及び施工は、共通仕様書 5-4によるものとする。

(2) 支払

共通仕様書 4-27-5 支払に下記を追加する。

帯鋼補強土壁の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う壁面材の組立、設置、水平目地、透水防砂材、補強材取付け・結合、背面排水層、基盤排水層、地下排水工等、帯鋼補強土壁の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

31-4 用排水構造物工

31-4-1 用排水溝

(1) 種別

共通仕様書 5-4に規定する用排水溝の種別に下表を追加する。

単価表の項目	区 分 内 容	摘 要
用排水溝 KUR・a・b (F)	プレキャスト落し蓋式U型側溝 (茨城県型)	
用排水溝 Vs・a・b (F)	プレキャストコンクリート可変側溝	コンクリート蓋 (W=300, L=500) 含む
用排水溝 U [^] (GL2)・a・b (F)	現場打ちコンクリート側溝	グレーチング蓋 (T-25・ボルト 固定式) 含む
用排水溝 Dv-Bf・a・b (cb)	プレキャストコンクリートU型たて溝	

(F) : 基礎材 (RC-40)

(2) 数量の検測

共通仕様書 5-4-4 数量の検測に下記を追加する。

用排水溝 Dv-Bf・a・b (cb) の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

(3) 支払

共通仕様書 5-4-5 支払に下記を追加する。

単価表の項目		検測の単位
5-(1)	用排水溝	
	KUR・a・b (F)	m
	Vs・a・b (F)	m
	U [^] (GL2)・a・b (F)	m
	Dv-Bf・a・b (cb)	箇所

3 1 - 4 - 2 用排水管

(1) 種別

共通仕様書 5 - 4 に規定する用排水管の種別に下表を追加する。

単価表の項目	区 分 内 容	摘 要
用排水管 P B x ・ φ D (F)	円形型プレキャストボックス	

(F) : 基礎材 (R C - 4 0)

(2) 支払

共通仕様書 5 - 4 - 5 支払に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
5 - (2)	用排水管 P B x ・ φ D (F)	m

3 1 - 4 - 3 集水ます

(1) 種別

共通仕様書 5 - 4 - 2 (4) に規定する集水ますの種別に、下表を追加する。

なお、集水ますの追加変更を指示した場合、原則として形状及びコンクリート量が最も近い種別に区分し、契約単価の変更は行わないものとする。

単価表の項目	設計図書に示す記号	標準コンクリート量	摘 要
集水ます T y p e L	D c - W	0.12 m ³	蓋なし
集水ます T y p e M	D c ^ (S p) - 0.80 ・ 0.80 ・ 0.80 D c ^ (S p) - 1.10 ・ 0.50 ・ 0.50	0.67 m ³	蓋 (縞鋼板) を含む
集水ます T y p e N	D c ^ (S p) - 1.20 ・ 0.80 ・ 0.80	1.04 m ³	蓋 (縞鋼板) を含む
集水ます T y p e O	D c ^ (S p) - 1.90 ・ 0.90 ・ 0.80 (F)	1.82 m ³	蓋 (縞鋼板) を含む
集水ます T y p e P	D c ^ (S p) - 1.50 ・ 1.50 ・ 1.20 (F)	2.73 m ³	蓋 (縞鋼板) を含む
集水ます T y p e Q	D c o (E) - 1.00 ・ 3.30 ・ 1.30	4.65 m ³	グレーチング (群集荷重) を含む

(F) : 基礎材 (R C - 4 0)

(2) 支払

共通仕様書 5 - 4 - 5 支払に下記を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
5 - (3)	集水ます T y p e L T y p e M T y p e N T y p e O T y p e P T y p e Q	箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所

3 1 - 5 交通安全施設工

3 1 - 5 - 1 立入防止柵工

(1) 種別

共通仕様書 1 5 - 4 - 2 に規定する立入防止柵の種別に下表を追加する。

単価表の項目	区 分 内 容	基礎区分
立入防止柵 A	小動物対策型 土中式	鋼管ぐい基礎 (L=600)
立入防止柵の出入口 A	門扉 (W=3000 H=1500) 両開き、コンクリート基礎式	コンクリート基礎 (500×500×700)

(2) 支払

共通仕様書 15-4-7 支払に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
15-(5) 立入防止柵 A	m
15-(6) 立入防止柵の出入口 A	箇所

31-6 雑工

31-6-1 簡易舗装工

(1) 種別

共通仕様書 18-5-1 に規定する簡易舗装工の種別に下表を追加する。

単価表の項目	使用材料・混合物の種類
簡易舗装工 粒度調整路盤工 (t = a cm)	粒度調整碎石 (M-30)
簡易舗装工 再生切込碎石路盤工 (t = a cm)	再生碎石 (RC-40)
簡易舗装工 再生加熱アスファルト表層工 (t = a cm)	再生密粒度アスファルト混合物 (13)

a : 施工厚さ

(2) 瀝青材散布

瀝青材はプライムコートとし、その材料及び施工は、共通仕様書 13-7 の各項目の規定によるものとする。なお、これらに要する費用は、再生加熱アスファルト表層工の契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

(3) 支払

共通仕様書 18-5-5 支払に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
18-(3) 簡易舗装工 再生切込碎石路盤工 (t = a cm)	m ²
再生加熱アスファルト表層工 (t = a cm)	m ²

31-7 交通規制工

31-7-1 交通保安要員

(1) 種別及び配置

共通仕様書 19-4-2 「種別」 に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間 (拘束時間 (※1))	休憩時間における交替要員の計上 (※1)	備考
交通保安要員 交通誘導警備員 A	08:30~16:30 (08:00~17:00)	無	
交通保安要員 交通誘導警備員 B	08:30~16:30 (08:00~17:00)	無	

(※1) 積算条件の明示であり指定するものではない。

上表の配置時間は、実作業時間に休憩時間を加えた時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交替要員は次のとおりとする。

配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	休憩時間における交替要員	配置期間
国道355号と市道(笠)2237号線の交差点	交通保安要員 交通誘導警備員A	1人	—	土砂運搬時
下市毛ストックヤード出入口	交通保安要員 交通誘導警備員B	1人	—	土砂運搬時
県道109号線と市道(笠)3587号線の交差点	交通保安要員 交通誘導警備員B	1人	—	土砂運搬時 コンクリート打設時
(笠)3489号線と(笠)3588号線の交差点 (BOXカルバート(笠間23)交差部)	交通保安要員 交通誘導警備員B	1人	—	土砂運搬時 コンクリート打設時
待避所	交通保安要員 交通誘導警備員B	1人	—	土砂運搬時 コンクリート打設時
笠間PA工事用出入口	交通保安要員 交通誘導警備員B	1人	—	工事車両入出時
上加賀田ストックヤード	交通保安要員 交通誘導警備員B	1人	—	土砂運搬時
市道(笠)3588号線とゴルフ場への仮設道路交差部	交通保安要員 交通誘導警備員B	1人	—	現場作業時

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

3.1-7-2 交通保安要員の配置

受注者は、共通仕様書1.9-4-3「交通保安要員計画」に記載の内容のほか、車両等の誘導方法について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。

3.1-8 置換工

(1) 定義

置換工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、軟弱地盤を良質材に置換することをいう。

(2) 種別

置換工の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	摘 要
置換工 A	再生砕石(RC-40)に置換を行うもの	

(3) 材料および施工

- 置換工に用いる砕石は、極端に扁平な石、細長い石片、有機物を有害量含まないものとする。
- 置換工は、1層の施工厚さを30cm以下とし、全体にわたって均等に締固めるものとする。
- 置換工の施工前に支持層の確認を行い、地耐力の確認結果を監督員に報告するものとする。なお、その結果に基づき、構造物に要求される所要の支持力等の性能を確保するために、置換

厚の変更が必要な場合は、監督員と協議のうえ決定するものとする。

(4) 数量の検測

置換工の数量の検測は、設計数量（ m^3 ）で行うものとする。

(5) 支払

置換工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m^3 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う置換材の材料の購入、敷均し、転圧等、置換工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（１）	置換工 A	m^3

3 1 - 9 安定処理工

(1) 定義

安定処理工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、構造物裏込め部等の所定の支持力を確保するために、発生土と土質改良材とで攪拌混合することをいう。

(2) 種別

安定処理工の種別に、下表を追加する。

単価表の項目	区 分 内 容	摘 要
安定処理工 安定処理A	自走式改良機を使用し、発生土と土質改良材を攪拌混合するもの。	
安定処理工 土質改良材A	高炉セメントB種 (1 t フレコンパック)	

(3) 安定処理工に必要な室内配合試験の目標強度

施工箇所	目標強度	添加量	摘要
C-STA. 1+87. 536 C-Bx- 4. 80×5. 50×28. 740 ボックスカルバート 裏 込め部	363 kN/m^2	70 kg/m^3	一軸圧縮強さ (q_{u28})
C-STA. 2+69. 500 C-Bx- 4. 00×5. 20×22. 980 ボックスカルバート 裏 込め部	522 kN/m^2	70 kg/m^3	一軸圧縮強さ (q_{u28})
上部路体	2. 5%以上	70 kg/m^3	修正 CBR
下部路床	5%以上	70 kg/m^3	修正 CBR

(4) 室内配合試験

- 1) 施工に先立ち、監督員の立ち合いのもと原位置の試料を採取し、室内配合試験を実施するものとする。なお、安定処理工の配合設計は、「道路土工の土質安定処理技術（高速道路総合技術研究所）」によるものとする。
- 2) 室内配合試験の結果により、監督員が土質改良材の種類及び添加量の変更を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、それに要する費用については、監督員と受注者で

協議し定めるものとする。

- 3) 配合設計において最も添加量の多い配合について、材齢 7 日間の供試体を対象土毎に 1 検体ずつ六価クロム溶出試験を行うものとする。

(5) 施工

- 1) 安定処理工の施工は、「道路土工の土質安定処理技術（高速道路総合技術研究所）」に基づき行うものとする。
- 2) 安定処理工の施工に先立ち、施工工程、施工手順、品質及び施工管理方法を記載した施工計画書を監督員に提出するものとする。
- 3) 安定処理を行う対象土に切株、根、ごみ、転石、コンクリート片などの混在物がある場合は、施工に先立ち、それらを取除くものとする。
- 4) 安定処理される土砂の掘削、積込み、運搬、敷均し及び締固めについては、特記仕様書 3 1 - 2 - 2 客土掘削に含まれるものとする。
- 5) 安定処理工の攪拌混合は下市モストックヤードで施工するものとする。

(6) 数量の検測

- 1) 安定処理 A の数量の検測は、盛土仕上りの設計数量 (m³) で行うものとする。
- 2) 土質改良材 A の数量の検測は、設計数量 (t) で行うものとする。

(7) 支払

- 1) 安定処理 A の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m³ あたりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う土質改良材の散布、土砂と土質改良材の混合、等安定処理 A の施工に要する労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。なお、空袋の処分については別途監督員と協議するものとする。
- 2) 土質改良材 A の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う土質改良材の調達等土質改良材の施工に要する材料等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (2)	安定処理工	
	安定処理 A	m ³
	土質改良材 A	t

3 1 - 1 0 調整池工

(1) 定義

調整池工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、調整池の関連施設の施工を行うものをいう。

(2) 種別

調整池工の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	摘 要
調整池工 調整池掘削 土砂 A	① 調整池の切土部土砂の掘削、積込み ② 路体への運搬、敷均し、締固め ③ 含水比の調整	土砂 C を想定
調整池工 放流枡 A	B3.0×W3.0×H1.15~1.4m の放流枡で鉄筋、型わく、コンクリート、スクリーン及びオリフィス金物等を施工するもの	
調整池工 吐口枡 A	B1.0m×W2.8m×H1.15~2.10m の吐口枡で、鉄筋、型わく、コンクリート及び足場金物を施工するもの	
調整池工 放流函渠 A	内空 H0.8m-W1.0m×2 連の放流函渠で、基礎材、均しコンクリート、敷モルタル、プレキャストボックスカルバートの据付け及び P C 鋼棒の緊張をするもの	

単価表の項目	区 分 内 容	摘 要
調整池工 放流水路 A	H0.8m×W1.0mの放流水路で基礎材、均しコンクリート、敷モルタル、及びプレキャスト水路の据付を施工するもの	
調整池工 遮水壁 A	放流函渠に設置する遮水壁で、鉄筋、型わく及びコンクリートを施工するもの	
調整池工 小型重力式擁壁 A	H795mmの小型重力式擁壁で、基礎材、型わく及びコンクリートを施工するもの	
調整池工 小型重力式擁壁 B	H600mmの小型重力式擁壁で、基礎材、型わく及びコンクリートを施工するもの	
調整池工 底版コンクリート A	調整池の底版コンクリートで基礎材、溶接金網設置、目地材設置及びコンクリートを施工するもの	
調整池工 縁石工 A	調整池舗装止に使用する縁石で、型わく、及びコンクリートを施工するもの	

(3) 材料及び施工

- 1) 調整池掘削の施工は、共通仕様書 2－6 の規定を適用するものとする。
- 2) 放流水路 A の材料及び施工は、共通仕様書 5－4 の規定を適用するものとする。
- 3) 放流函渠 A の材料及び施工は、共通仕様書 6－7 の規定を適用するものとする。
- 4) コンクリート、型わく及び鉄筋の材料及び施工は、共通仕様書第 8－2、8－3 及び 8－4 の規定を適用するものとする。

(4) 数量の検測

調整池工の数量の検測は、設計数量（箇所・m・m²又はm³）で行うものとする。

(5) 支払

調整池工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 箇所・1 m・1 m²又は 1 m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う土砂の掘削・運搬・敷均し及び締固め、基礎材、型わく設置撤去、鉄筋組立、コンクリート打設、スクリーン及びオリフィス金物設置等調整池工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特一 (3) 調整池工	
調整池掘削 土砂 A	m ³
放流枿 A	箇所
吐口枿 A	箇所
放流函渠 A	m
放流水路 A	m
遮水壁 A	箇所
小型重力式擁壁 A	m
小型重力式擁壁 B	m
底版コンクリート A	m ²
縁石工 A	m

3 1－1 1 管渠工ののみ口、吐口

(1) 定義

管渠工ののみ口、吐口とは、設計図書及び監督員の指示に従って施工する、管渠ののみ口及び吐口をいう。

(2) 種別

管渠工ののみ口、吐口の種別は、下表のとおりとする。

単 価 表 の 項 目	区 分 内 容	摘 要
管渠工ののみ口、吐口ののみ口 A	C-STA. 2+60. 720 のコルゲートパイプののみ口	
管渠工ののみ口、吐口ののみ口 B	C-STA. 3+57. 300 の鉄筋コンクリートパイプカルバートののみ口	グレーチング蓋(T-2)を含む
管渠工ののみ口、吐口吐口 A	C-STA. 2+60. 720 のコルゲートパイプの吐口	
管渠工ののみ口、吐口吐口 B	C-STA. 3+57. 300 の鉄筋コンクリートパイプカルバートの吐口	

(3) 材料及び施工

管渠工ののみ口、吐口の材料及び施工は、共通仕様書 5－4 の規定を適用するものとする。

(4) 数量の検測

管渠工ののみ口、吐口の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

(5) 支払

管渠工ののみ口、吐口の支払は前項の規定に従って検測された数量に対し、1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う、基礎材、型わく設置撤去、鉄筋組立、コンクリート打設、接合部の施工等、管渠工ののみ口、吐口の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（4）	管渠工ののみ口、吐口	
	のみ口 A	箇所
	のみ口 B	箇所
	吐口 A	箇所
	吐口 B	箇所

3 1－1 2 プレキャスト防護柵基礎工

(1) 定義

プレキャスト防護柵基礎工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、防護柵用の基礎を設置することをいう。

(2) 種別

プレキャスト防護柵基礎工の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	摘 要
プレキャスト防護柵基礎工 A	G r－B－2 B用の基礎を設置するもの	

(3) 材料および施工

プレキャスト防護柵基礎工に使用するコンクリートは、共通仕様書第 8 章コンクリート構造物工の規定によるものとする。

(4) 数量の検測

プレキャスト防護柵基礎工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

(5) 支払

プレキャスト防護柵基礎工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う基礎材、均しコンクリート及びプレキャスト防護柵基礎の設置等プレキャスト防護柵基礎工の施工に要する

材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（５）	プレキャスト防護柵基礎工	
	A	m

3 1 - 1 3 転落防止柵工

(1) 定義

転落防止柵工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、転落防止柵を設置することをいう。

(2) 種別

転落防止柵工の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	標準支柱間隔	高さ※
転落防止柵工 A	土中に設置するもの	3 m	1.1 m
転落防止柵工 B	コンクリート中に設置するもの		

※設置する柵の路面から柵面の上端までの高さ

(3) 材料

転落防止柵工に使用する材料は、次に示す設計強度に対して、塑性変形しないものでなければならない。

単価表の項目	設 計 強 度	備考
転落防止柵工 A	垂直荷重：590N/m以上 水平荷重：390N/m以上	「防護柵の設置基準・同解説」に示す歩行者自転車用柵（P種）
転落防止柵工 B		

(4) 施工

転落防止柵工の施工に当たっては、（公社）日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（令和3年3月）に準拠するものとする。

(5) 数量の検測

転落防止柵工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

(6) 支払

転落防止柵工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う転落防止柵工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（６）	転落防止柵工	
	A	m
	B	m

3 1 - 1 4 区画線工

(1) 定義

区画線工とは、設計図書および監督員の指示に従って行う一般道での路面標示の材料、調合及び施工を行うことをいう。

(2) 種別

区画線工の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	摘 要
区画線工 A	市道の区画線を溶融式（手動）にて標示幅 15 cm の施工をするもの	
区画線工 B	市道の区画線を溶融式（手動）にて標示幅 45 cm の施工をするもの	

(3) 材料

区画線工に使用する材料および使用量は、下表のとおりとする。

種 別	規格・仕様	使用量	摘 要
トラフィックペイント 溶融型	JIS K 5665 3 種	0.57kg/m (W=15cm) 1.7 kg /m (W=45cm)	
ガラスビーズ	JIS R 3301	0.025 kg /m (W=15cm) 0.075 kg /m (W=45cm)	
プライマー	区画線用	0.025 kg /m (W=15cm) 0.075 kg /m (W=45cm)	

(4) 施工

区画線工の施工の前は、舗装面の清掃を十分に行うものとする。

(5) 数量の検測

区画線工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

(6) 支払

区画線工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、それぞれ 1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、区画線工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で、諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（7）	区画線工	
	A	m
	B	m

3 1 - 1 5 防草シート工

(1) 定義

防草シート工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う周辺雑草の繁殖防止等を目的とし、地表面に防草シートを被覆することをいう。

(2) 種別

防草シート工の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	摘 要
防草シート工 A	厚さ 3 mm 以上の防草シートを設置するもの	

(3) 材料

防草シート工に使用する材料は、下表のとおりとする。

厚さ	遮光率 (%)	材 料	引張強度
3 mm 以上	95 以上	不織布系緑色	縦:400 N/5cm 横:800 N/5cm 以上

(4) 施工

防草シート工の施工は、地表面及び排水溝等の構造物と密着するように行うものとし、シート端部が風等によりめくれ又は浮き上がることをしないよう、アンカー等により堅固に固定するものとする。また、継目及び端部は必要に応じて溶着又は接着を行うものとする。なお、アンカーの打込みに当たっては、埋設管等の位置を確認のうえ慎重に施工するものとする。シートの重ねしろは 10cm 以上とし、端部処理を確実にを行うものとする。法尻側溝その他の排水構造物との取合い部は、接着剤等により隙間なく密着させるものとする。

(5) 数量の検測

防草シート工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。

(6) 支払

防草シート工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、m² 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、除草、防草シートの材料、不陸整正、敷設、固定ピン打込み、接着等防草シート工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (8)	防草シート工 A	m ²

3 1 - 1 6 率計上工事に関する事項

3 1 - 1 6 - 1 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分の見積りについては、当初契約において一式として契約する。本特記仕様書 3 1 - 1 6 - 4 「当初契約金額」に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。

3 1 - 1 6 - 2 用語の定義

共通仕様書 1 - 2 「用語の定義」に次を追加する。

(3 0) 「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取扱うものとする。

3 1 - 1 6 - 3 種別

率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
率計上工事に関する事項	単価表の番号 (1 ~ 1 1 1) の金額の合計に 6.0% を乗じた金額相当の率計上工事をいう

3 1 - 1 6 - 4 当初契約金額

当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書 3 1 - 1 6 - 3 「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字 5 桁とし、有効数字 6 桁目を切り捨てとする。また、1 0 百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。

3 1 - 1 6 - 5 契約変更について

(1) 契約締結後、率計上工事に関する事項に係る施工に必要な率計上対象項目及び数量については、契約参考図書及び現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第 19 条に基づき変更を行うものとし、新単価を定めるものとする。

なお、新単価算出にあたっては、率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせず契約変更を行うものとする。

3 1 - 1 6 - 6 数量の検測

率計上工事に関する事項の検測は、設計数量（式）で行うものとする。

3 1 - 1 6 - 7 支払

率計上工事に関する事項の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 式当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特 - (9)	率計上工事に関する事項	式

3 2. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第 1 章「表 1 - 3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【準備工事費】

割掛対象表 の項目名称	工 事 の 内 容	摘 要
工事用地整備費	調整池放流水路の作業ヤード及び資機材置き場を整備し、施工完了後に再び原形に復旧するのに要する費用をいう	

【仮設備工事費】

割掛対象表 の項目名称	工 事 の 内 容	摘 要
自走式土質改良機設置・撤去費	自走式土質改良機の、搬入・搬出・現場内移動・設置・撤去に要する費用をいう	
足場工費 A	函渠工の施工に必要な足場工に要する費用をいう	
足場工費 B	調整池吐口ますの施工に必要な足場工に要する費用をいう	
足場工費 C	管渠工ののみ口、吐口の施工に必要な足場工に要する費用をいう	
足場工費 D	補強土壁のかさコンクリート施工に必要な足場工に要する費用をいう	

3 3. 補足事項

3 3 - 1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 試掘工を追加する場合がある。
- (2) 農業用パイプライン変更に伴い、既設ポンプ設備の取換を追加する場合がある。
- (3) 土取場に関する事項を変更する場合がある。
- (4) 用排水構造物工の仕様を変更する場合がある。

- (5) 地下排水工を追加する場合がある。
- (6) 硬岩部の掘削時間帯の指定、ならびに掘削方法については変更する場合がある。
- (7) 工事用地内における既設照明の撤去工事ならびに移設工事を追加する場合がある。
- (8) 架空線および光ケーブルの撤去工事ならびに移設工事を追加する場合がある。
- (9) 埋設ケーブルの撤去工事ならびに移設工事を追加する場合がある。
- (10) 境界杭の設置を追加する場合がある。
- (11) 土質改良材の種類を変更する場合がある。

3.3.2 緊急時の協力業務

本工事期間中に水戸管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

3.3.3 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、E T C (Electronic Toll Collection System) が整備されているインターチェンジ等をE T C無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

3.3.4 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

3.3.5 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

3.3.6 I C Tの活用について

本工事は、国土交通省が推進するi-Constructionに基づき、生産性向上を図るため、受注者からI C T土工に関する施工の提案ができる工事である。受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

以 上

令和 年 月 日

関東支社 ○○工事（管理）事務所

（前月まで） 線上に計画出来高（%）

Category	Value (%)
Red Segment (Planned up to previous month)	11, 27, 50, 70
White Segment (Planned for this month)	9, 23
Total Planned	100

（今月分）

（線下に実施出来高（%））

至) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)

[illegible]

様式－ 2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

（工事名）

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以 上

《注意事項》

- ・別添の工程表は、様式－ 1 とする。
- ・Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工期

自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

(〇〇〇日間)

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

令和 年 月 日

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残 存 物 件 調 書 （受注者→監督員）

- 1 工 事 等 名 _____
- 2 工事等場所 _____
- 3 発生（受領）年月日 _____
- 4 原因名及び原因発生年月日 _____

品 名	材 質 (規 格 等)	概 算 数 量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のとおり報告します。

監督員 ○○○○殿

受 注 者 △△△△

現場代理人 ◇◇◇◇

- （注） 1．発生年月日は受渡日を記入する。
- 2．原因別に一葉ずつ作成する。
- 3．写真を添付する。
- 4．「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
- 5．Kcube2による提出とする

受注者名
現場代理人

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

1. 工事名： 工事（工期： ～ まで）

2. 発注者：

3. 受注者：

4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量 (m ³)	使用予定月

5. 情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量をFAXで情報提供をお願いします。
6. 情報提供先及び連絡先
受注者：
TEL：
FAX：
現場代理人：
担 当：

以 上

再 生 資 材 使 用 計 画 書

施工工程	利用使途	使用数量 (m ³)	再資源化施設			備 考	使用予定数量 (m ³)	
							再生材	新 材

上段 供給可能数量（－は供給可能量が無い場合）

下段（ ）書きは使用予定数量（×については供給されない理由を備考欄に記入する）

（注）Kcube2 による提出とする

監督員

殿

受注者

現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名			
No.	工種名	工事情報(テーブル名)	数量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する

(注2) Kcube2 による提出とする

様式－ 7

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

1. 不動産の種類
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. 添付書類
 - 工事請負契約書（写）
 - 特記仕様書（写）
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者

現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額に関する協議書

(工事名)

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

2) 変更工期 自) 令和 年 月 日
至) 令和 年 月 日

4. 協議額 ¥ _____ 円
(増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受 注 者
現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け
積りいたします。

号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額について
は同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

(様式－１２)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名)

標記工事について、特記仕様書〇－１に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材（鋼材）					

※実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目	調達予定数量	購入伝票等No	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7) (5)*(6)	(8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

〇〇自動車道 〇〇工事 三者協議会協定書(案)
(工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議)

〇〇自動車道 〇〇工事（以下「当該工事」という。）の施行にあたり、東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所長（以下「発注者」という。）と〇〇建設(株)（以下「施工者」という。）及び〇〇コンサルタント（以下「設計者」という。）は、次のとおり当該工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施するため三者協議会協定書（以下「協定書」という。）を以下のとおり締結する。

（総 則）

第1条 発注者、施工者及び設計者は、当該工事の設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させ、適切な工事目的物の完成に資するよう協同して技術情報の確認及び交換に努めるものとする。

（構 成）

第2条 三者協議会は、発注者、施工者及び設計者により構成するものとし、以下の構成員により行うことを基本として各々が構成員を定め、発注者が取りまとめの上、各者に通知するものとする。

1) 発注者

発注者、当該工事の監督員、主任補助監督員及び補助監督員を主体とする関係者

2) 施工者

当該工事の現場代理人、監理（主任）技術者及び担当技術者を主体とする関係者

3) 設計者

当該工事に係る設計を担当した管理技術者及び担当技術者を主体とする関係者、ただし、設計を担当した者の参加が困難な場合は、当該設計を説明できる者

（三者協議会の開催）

第3条 三者協議会は、下記の場合に発注者が必要の都度開催するものとし、開催に係る調整及び事務を行う事務局を東日本高速道路(株)関東支社〇〇〇〇事務所に置き〇〇課を連絡窓口とする。

また、施工者及び設計者は、発注者からの開催に係る調整に積極的に協力するものとし、予め、それぞれ連絡先を事務局に届け出るものとする。

1) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

2) 第4条第1項に示す三者協議会の確認事項等に関わる疑問や施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

2 発注者は、三者協議会の開催に先立ち、施工者及び設計者に対し、開催日、開催場所を通知するものとする。

（三者協議会の確認事項等）

第4条 三者協議会における当該工事の設計に関する技術情報の確認及び交換は、以下の事項について行うものとする。

1) 〇〇〇橋の下部工設計及びP〇橋脚の掘削斜面安定対策

2) 〇〇トンネルの坑口部斜面補強対策工の設計

3) ……

- 2 施工者は、現地状況の変更の現況資料を事前にまとめた上で発注者に三者協議会開催日の●●日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 3 発注者は、前項により提出された現地状況の変更の現況資料を設計者に送付し、変更に伴う検討事項を通知し、三者協議会において説明を要請するものとする。
- 4 施工者若しくは設計者は、三者協議会における質問事項等が予め明らかな場合は、事前に質問事項等をまとめた上で発注者に三者協議会開催日の10日前までに提出し、三者協議会の確認事項等としての了解を得るものとする。
- 5 発注者は、前項により、施工者若しくは設計者に了解した質問事項等について、施工者若しくは設計者にその旨を三者協議会開催日の7日前までに通知するものとする。

(三者協議会の費用負担)

- 第5条 三者協議会の開催に要する費用のうち、発注者の要請により三者協議会に出席した設計者が要する費用及び会議運営に要する費用は、発注者が負担するものとし、それ以外の発注者及び施工者が要する費用については、それぞれ発注者及び施工者が負担するものとする。
- 2 発注者は、三者協議会の開催の都度、設計者に、設計者の三者協議会の出席に要する費用について、内訳構成が判る見積書の提出を要請するものとする。
 - 3 設計者は、三者協議会の出席要請を受けた都度、必要となる準備資料費、人件費、交通費及び一般管理費等の諸経費の費用に係る内訳構成が判る見積書を発注者に提出するものとする。
 - 4 発注者は、設計者から提出を受けた見積書の内訳及び設計者の三者協議会の出席状況を確認した上で、設計者からの支払請求に基づき、設計者の三者協議会の出席に要する費用について支払請求から30日以内に支払うものとする。

(三者協議会の成果の取扱い)

- 第6条 三者協議会の開催による技術情報の確認若しくは交換の有無に拘わらず、工事成果に関わる責任は、発注者と施工者が締結している工事請負契約の各条項に拠るものとする。
- 2 施工途中における予期し得ない現地状況の変更等により、原設計の変更の必要性を検討する場合に開催する三者協議会において、設計者が求められた技術的所見の責任は、設計者が知りうる条件の範囲に限って設計者が負うものとする。
なお、この場合における設計変更の実施の判断は、発注者が行うものとする。
 - 3 原設計における瑕疵が明らかになった場合は、原設計に関わる請負契約書の各条項に拠り対処するものとする。
 - 4 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して対処するものとする。

(設計変更の対応)

- 第7条 当該工事の施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更が必要な場合には、発注者は、設計者にその変更設計業務の実施を申し込む場合がある。
- 2 前項により設計者が、設計業務を実施する場合は、別途、発注者と契約を締結するものとする。

(協定書の有効期限)

- 第8条 本協定書の有効期限は、当該工事の工期末までとする。

(請負契約書条項との優先順位)

第9条 本協定書の各条項と東日本高速道路㈱と施工者が締結した工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）または東日本高速道路㈱と設計者が締結した調査等請負契約書（以下「調査等請負契約書」という。）の各条項において相違がある場合には、工事請負契約書または調査等請負契約書の各条項が優先するものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項については、別途、発注者、施工者及び設計者の3者で協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和00年00月00日

発注者
施工者
設計者

様式第●●号

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受 注 者 名	
提 案 項 目	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する 2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/h の削減が見込まれる。（根拠はパンフレットを参照） バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。 削減される CO2 排出量(t) = ■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ) = ★★t	

※提案項目毎に概算 CO2 排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

（注）Kcube2 による提出とする。

様式第〇号

令和 年 月 日

監督員

_____ 殿

受注者

現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

（工事名）

標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

1. 使用する通信機器	
項目	数量
☐ 携帯型無線機（トランシーバー）	
☐ 携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
☐ その他（ ）	
2. 通信体制（役割及び通信関係）	
3. 通信不能時の対応	
4. その他	
上記1～3以外の工事用車両後退時における安全対策については、別紙のとおり	
【別紙に、各現場での安全対策を記載すること】	

以 上

（注1）該当する項目の□にレマークを記入すること。
（注2）使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
（注3）Kcube2 による提出とする。